

◎国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条）</p> <p>第三章 国際平和協力業務（第六条―第二十五条）</p> <p>第四章 物資協力（第二十六条）</p> <p>第五章 雑則（第二十七条―第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、<u>国際的な選挙監視活動及び国際的な行政機関等支援活動</u>に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。</p> <p>（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等（以下「国</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条）</p> <p>第三章 国際平和協力業務（第六条―第二十四条）</p> <p>第四章 物資協力（第二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び<u>国際的な選挙監視活動</u>に対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。</p> <p>（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資協力、これらについての国以外の者の協力等（以下「国</p>

際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動及び国際的な行政機関等支援活動に効果的に協力するものとする。

254 (略)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であって、国際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって実施されるもののうち、次に掲げるものをいう。

際平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。

254 (略)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であって、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、国際連合事務総長(以下「事務総長」という。)の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によって、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議又は別表第一に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によつて被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によつて生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同

（新設）

（新設）

（新設）

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議又は別表第一に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によつて被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「被災民」という。）の救援のために又は紛争によつて生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同

意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号、第一号の三及び第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

二の二 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域において民主的な手段により統治組織を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

二の三 国際的な行政機関等支援活動 国際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は別表第三に掲げる国際機関が行う要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域における警察行政事務の公正な実施その他立法、行政又は司法に関する事務の改善又は再構築を支援する活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動

意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び第四号において「国際連合等」という。）によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

二の二 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域における民主的な手段による統治組織の設立を目的とする選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

（新設）

が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によって実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のアからソまで、ネ及びナに掲げるもの、国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びナに掲げるもの並びに国際的な行政機関等支援活動のために実施される業務で次のチからヌまで及びナに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であって、海外で行われるもの（輸送又は保管にあつては、我が国として輸送又は保管をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送又は保管を除く。）をいう。

イ・ロ （略）
ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品及び弾薬を含む。ニ及びピツにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ・チ （略）
リ 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

ヌ 及ビナに掲げるもののほか、立法、行政又は司法に

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のアからソまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びレに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であって、海外で行われるものをいう。

イ・ロ （略）
ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ・チ （略）
（新設）

リ ちに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指

関する事務に関する助言又は指導

ル 警察行政機関その他の治安の確保を図ることを任務とする組織の構成員に対する教育訓練

ヲ
ク
レ
（略）

ソ 人道的精神に基づいて行われる被災民の生活上必要な区域における地雷の除去に関する活動（地雷の除去を支援する活動を含む。）又は地雷による被害の防止に関する知識の普及及び啓発

ツ イ及びルに掲げるもののほか、武装解除（武器の収集のうち組織の指揮命令を受ける者を対象とするものについては、その組織が同意している場合に限る。）又はその対象者に対する就業若しくは就学の支援その他の社会復帰のための措置

ネ イからツまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）

ナ イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

ラ イからへまでに掲げる業務、ワからレまで、ツ若しくはネに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合において、生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある文民等（国際連合平和維持活動に従事する者又はその活動を支援する者（自衛隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊

導

（新設）

又
ク
ヨ
（略）

（新設）

（新設）

タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

（新設）

員をいう。以下同じ。)及び国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)の隊員(以下「隊員」という。)以外の者である場合にあっては、自己の生命又は身体を防護することが困難であり、かつ、当該者の保護を行う場合にこれを行う者の管理の下に行動すると認められるものに限る。)をいう。以下このラ及び第二十五条第一項において同じ。)から緊急の要請を受けて事務総長等(事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者をいう。以下このラにおいて同じ。)の承諾を得たとき又は事務総長等から緊急の要請を受けたときに行う当該文民等の生命及び身体の保護(現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下このラにおいて同じ。)が行われておらず、かつ、当該保護を行う期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において、安全に実施することができると認められるものに限る。)

四 物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

イ (略)

ロ 人道的な国際救援活動(別表第四に掲げる国際機関によつて実施される場合にあっては、第二号に規定する決議若しくは要請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第二十六条第一項

四 物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対して、その活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡することをいう。

イ (略)

ロ 人道的な国際救援活動(別表第三に掲げる国際機関によつて実施される場合にあっては、第二号に規定する合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第二十五条第一項及び第三項において同

及び第三項において同じ。）

ハ (略)

ニ 国際的な行政機関等支援活動

五〇七 (略)

(設置及び所掌事務)

第四条 (略)

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

三の二 我が国としての国際連合平和維持隊への参加その他国際平和協力業務の実施に際しての基本的な五つの原則(前条第一号から第二号の三まで、第六条第一項及び第十二項、第八条第一項第六号及び第七号、第二十四条並びに第二十五条の規定の趣旨をいう。以下「五つの原則」という。)が継続的に満たされていること及び前条第三号ラに規定する要件が満たされていることを確認するための国際連合の職員との連絡その他の方法による調査に関すること。

四 協力隊の運用に関すること。

五・六 (略)

七 国際平和協力業務の実施等に関する調査(第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。)及び知識の普及に関すること。

八 (略)

じ。)

ハ (略)

(新設)

五〇七 (略)

(設置及び所掌事務)

第四条 (略)

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(新設)

四 国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)の運用に関すること。

五・六 (略)

七 国際平和協力業務の実施等に関する調査(第三号に掲げるものを除く。)及び知識の普及に関すること。

八 (略)

(組織)

第五条 (略)

2 5 7 (略)

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号及び第三号の二に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 5・ (略)

第三章 国際平和協力業務

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき(国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまでに規定する同意及び第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。)は、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われ

(組織)

第五条 (略)

2 5 7 (略)

8 本部に、政令で定めるところにより、実施計画ごとに、期間を定めて、自ら国際平和協力業務を行うとともに海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、協力隊を置くことができる。

9 5・ (略)

第三章 国際平和協力業務

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

る地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。）

二・三（略）

四 国際的な行政機関等支援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意

2（略）

一（略）

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ・ニ（略）

ホ 自衛隊の部隊等（自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1)・(2)（略）

へ・チ（略）

3（略）

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第二号の三までの規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認

二・三（略）

(新設)

2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針

二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項

イ・ニ（略）

ホ 自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項

(1)・(2)（略）

へ・チ（略）

3（略）

4 第二項第二号に掲げる装備は、第二条第二項及び第三条第一号から第二号の二までの規定の趣旨に照らし、この章の規定を実施するのに必要な範囲内で実施計画に定めるものとする。この場合において、国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務に係る装備は、事務総長が必要と認

める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三条第三号チ若しくは又に掲げる業務（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務に係るものに限る。）、同号ヲからレまで、ツ若しくはネに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務であつて、同法第二十五条の趣旨に鑑み海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるものうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イからへまでに掲げる業務、同号ルからレまで、ツ若しくはネに掲げる業務、これらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるもののうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて、第三条第三号イからへまでに掲げるもの、同号ル若しくはツに掲げるもの、これらの業務に類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、五つの原則及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき、実施計画

める限度で定めるものとする。

5 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行われる国際平和協力業務は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十五条の趣旨にかんがみ海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行うことが適当であると認められるものうちから、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イからへまでに掲げる業務、同号ヌからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるものうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

7 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であつて第三条第三号イからへまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるものについては、内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則（第三条第一号、本条第一項第一号及び第十三項第一号、第八条第一項第

を添えて国会の承認を得なければならない。

8 前項の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があつた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。

(削る)

9 第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき、実施計画を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

六号並びに第二十四条の規定の趣旨をいう。)及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。

8 前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があつた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。

9 政府は、第七項ただし書の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

・ 第七項の国際平和協力業務については、同項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

（略）

内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第六号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び第七号に掲げる場合に行うべき同号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項及び次条第二項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 国際連合平和維持活動（第三条第一号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

二 国際連合平和維持活動（第三条第一号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動（第三条第一号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる

（略）

第一項（各号を除く。）及び第三項の規定は、実施計画の変更（次に掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了に係る変更を含む。）について準用する。この場合において、第一項中「適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき」とあり、及び第三項中「適当であると認めるとき」とあるのは、「必要であると認めるとき、又は適当であると認めるとき」と読み替へるものとする。

一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第一号に規定する合意若しくは同意若しくは第一項第一号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

（新設）

（新設）

場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

四 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号に規定する同意若しくは合意又は第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

五 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号の二に規定する同意若しくは合意又は第一項第三号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

六 国際的な行政機関等支援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号の三に規定する同意若しくは合意又は第一項第四号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

七 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ラに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

・ 外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき又は適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができる。

二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号に規定する同意若しくは合意又は第一項第二号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

三 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、第三条第二号の二に規定する同意若しくは合意又は第一項第三号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(新設)

(新設)

(新設)

(国会に対する報告)

第七条 (略)

2| 内閣総理大臣は、前項に規定するもののほか、おおむね六月に一回(五つの原則に照らして国際平和協力業務に係る情勢の変化(実施計画の変更をすることが必要となる可能性が高いものに限る。))がある^二と認める場合においては、直ちに)、実施計画に定める国際平和協力業務に係る第四条第二項第三号の二の調査の結果その他当該国際平和協力業務の実施の状況を、国会に報告しなければならない。

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容及び第六号から第九号までに掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一 五 (略)

六 第六条第十二項第一号から第六号までに掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

七 第六条第十二項第七号に掲げる場合において第三条第三号ラに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

(国会に対する報告)

第七条 (略)

(新設)

(実施要領)

第八条 本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、次の第一号から第五号までに掲げる事項についての具体的内容並びに第六号及び第七号に掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとする。

一 五 (略)

六 第六条第十三項各号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

(新設)

(新設)

九 (略)

- 2 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号及び第七号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、その指定する隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができる。

(国際平和協力業務等の実施)

第九条 (略)

- 2 隊員は、第二条第一項の規定の趣旨に鑑み、第四条第二項第三号及び第三号の二に掲げる事務に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、これらの事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。
- 3・4 (略)
- 5 前二項の規定に基づいて国際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。

6・7 (略)

七 (略)

- 2 実施要領の作成及び変更は、国際連合平和維持活動として実施される国際平和協力業務に関しては、前項第六号に掲げる事項に関し本部長が必要と認める場合を除き、事務総長又は派遣先国において事務総長の権限を行使する者が行う指図に適合するように行うものとする。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、その指定する協力隊の隊員に対し、実施要領の作成又は変更に関する権限の一部を委任することができる。

(国際平和協力業務等の実施)

第九条 (略)

- 2 協力隊の隊員は、第二条第一項の規定の趣旨にかんがみ、第四条第二項第三号に掲げる事務に従事するに当たり、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、同号の事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。
- 3・4 (略)
- 5 前二項の規定に基づいて国際平和協力業務が実施される場合には、第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。)は、それぞれ、実施計画及び実施要領に従い、当該国際平和協力業務に従事するものとする。

6・7 (略)

(隊員の安全の確保等)

第九条の二 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、隊員の安全の確保に配慮しなければならない。

(隊員の任免)

第十条 本部長は、隊員の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三条第三号トから又まで若しくはヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 (略)

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務(第三条第三号ラに掲げる業務を除く。)であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。

(新設)

(協力隊の隊員の任免)

第十条 本部長は、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の任免を行う。

(隊員の採用)

第十一条 本部長は、第三条第三号トからタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に従事させるため、当該国際平和協力業務に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて隊員を採用することができる。

2 (略)

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項各号(第十六号を除く。))に掲げる者を除く。)を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからへまでに掲げ

ただし、第三条第三号イからへまでに掲げる業務、同号ルに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、同号ト及びソに掲げる業務並びにこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員の派遣を要請することはできない。

2 〵 9 (略)

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四条第二項第三号及び第三号の二(五つの原則に関する調査に係る部分に限る。)に掲げる事務に従事する。

2 防衛大臣は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四条第二項第三号及び第三号の二に掲げる事務に従事する。

3 (略)

る業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。

2 〵 9 (略)

第十三条 海上保安庁長官は、第九条第三項の規定に基づき同項の海上保安庁の職員に国際平和協力業務を行わせるときは、当該職員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された海上保安庁の職員は、従前の官職を保有したまま当該期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

2 防衛大臣は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

3 (略)

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第三号ワに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号ヲからレまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。）を委託することができる。

2・3 (略)

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務（第三条第三号トに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務を除く。）に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2・3 (略)

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第三号ルに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号又ヨまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。）を委託することができる。

2・3 (略)

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2・3 (略)

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己

又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4
5
6 (略)

又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ニ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十二条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯するものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4
5
6 (略)

7| 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協

力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地（宿営のため
に使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他
と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であ
つて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動又
は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要
員が共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿
营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置を
とる当該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用を
することができる。この場合において、同項から第五項まで
の規定の適用については、第三項中「現場に所在する他の自
衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下
に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地（第七項に規
定する宿营地をいう。次項及び第五項において同じ。）に所
在する者」と、「その事態」とあるのは「第七項に規定する
外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その
事態」と、第四項及び第五項中「現場」とあるのは「宿营地」
とする。

8| 8・9| (略)

・| 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和
協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）
がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員につ
いて、第二項及び第八項の規定は業務の中断がある場合にお
ける当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第
三項、第七項及び前項の規定は業務の中断がある場合にお

(新設)

7| 7・8| (略)

9| 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和
協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）
がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員につ
いて、第二項及び第七項の規定は業務の中断がある場合にお
ける当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第
三項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該

る当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項の規定及びこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第三項及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による小型武器又は武器の使用について、それぞれ準用する。

第二十五条 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第三号ラに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする文民等の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができるとができる。

2| 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

3| 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項及び第三項の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

（新設）

第四章 物資協力

第二十六条 政府は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動又は国際的な行政機関等支援活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができる。

2 (略)

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動又は国際的な行政機関等支援活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めよう要請することができる。

4・5 (略)

第五章 雑則

(民間の協力等)

第二十七条 (略)

(請求権の放棄)

第二十八条 政府は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動又は国際的な行政機関等支援活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一から別

第四章 物資協力

(物資協力)

第二十五条 政府は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、物資協力をを行うことができる。

2 (略)

3 外務大臣は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に協力するため適当と認めるときは、内閣総理大臣に対し、物資協力につき閣議の決定を求めよう要請することができる。

4・5 (略)

第五章 雑則

(民間の協力等)

第二十六条 (略)

(新設)

表第三までに掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国（以下この条において「活動参加国等」という。）から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供）

第二十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

（新設）

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしてい
る大規模な災害に係る救助活動、医療活動（防疫活動を含
む。）その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機
材その他の物資の輸送

2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ず
べき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場
合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を
生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国
軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛
隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、
修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する
業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これ
らの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）（輸送、修理若
しくは整備又は保管にあつては、我が国として輸送、修理若
しくは整備又は保管をすることが適当でないものとして政
令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送、修理若しくは整備
又は保管を除く。）とする。

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まない
ものとする。

（政令への委任）

第三十条 （略）

（政令への委任）

第二十七条 （略）

別表第一（第三条、第二十八条関係）

- 一 （略）
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
イ ホ （略）
ヘ 国際連合人口基金
ト （略）
チ 国際連合人間居住計画
リ ル （略）
三 （略）

別表第二（第三条、第二十八条関係）

（略）

別表第三（第三条、第二十八条関係）

- 一 国際連合
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合開発計画その他政令で定めるもの

別表第四（第三条関係）

- 一 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
イ ホ （略）
ヘ 国際連合人口基金
ト （略）

別表第一（第三条関係）

- 一 （略）
- 二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
イ ホ （略）
ヘ （新設）
ト （略）
チ （新設）
リ ル （略）
三 （略）

別表第二（第三条関係）

（略）

（新設）

別表第三（第三条関係）

- 一 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、次に掲げるものその他政令で定めるもの
イ ホ （略）
ヘ （新設）
ト （略）

升 国際連合人間居住計画
川 (略)

二 (略)

(新設)
ト (略)
川 (略)

二 (略)